令和７年６月３日

沿海漁業協同組合　御中
遊漁船業団体　御中
小型船舶交通安全対策協議会　御中

福井県農林水産部水産課
漁業管理グループ

遊漁によるくろまぐろの採捕について

日頃より、秩序ある漁場利用にご協力いただきありがとうございます。

令和７年度の遊漁によるクロマグロの採捕について、５月の総採捕数量が採捕上限である５トンを超える恐れがあるため、広域漁業調整委員会指示に基づき、令和７年６月５日（木）から６月３０日（月）までの期間、遊漁によるくろまぐろ（大型魚、30kg 以上）の採捕が禁止されます。（小型魚は従前から採捕禁止です。）

７月１日以降、くろまぐろ（大型魚）の採捕禁止は一旦解除される見込みですが、今後も定期的に採捕の禁止が出されることが予想されますので、釣行前には必ず採捕禁止期間ではないことを確認するよう、貴管下の遊漁船業者に周知していただきますようお願いします。

クロマグロ　遊漁　検索

水産庁

【お問合せ先】水産庁管理調整課沿岸・遊漁室
TEL:03-3502-8111（内線6705）

※水産庁ホームページ
クロマグロを対象とする遊漁者・遊漁船業者の皆様へ